

食べもののムダを  
なくそう プロジェクト

令和4年10月30日（日）

令和4年全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会総会  
消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室長 田中 誠

# 食品ロス削減の取組について

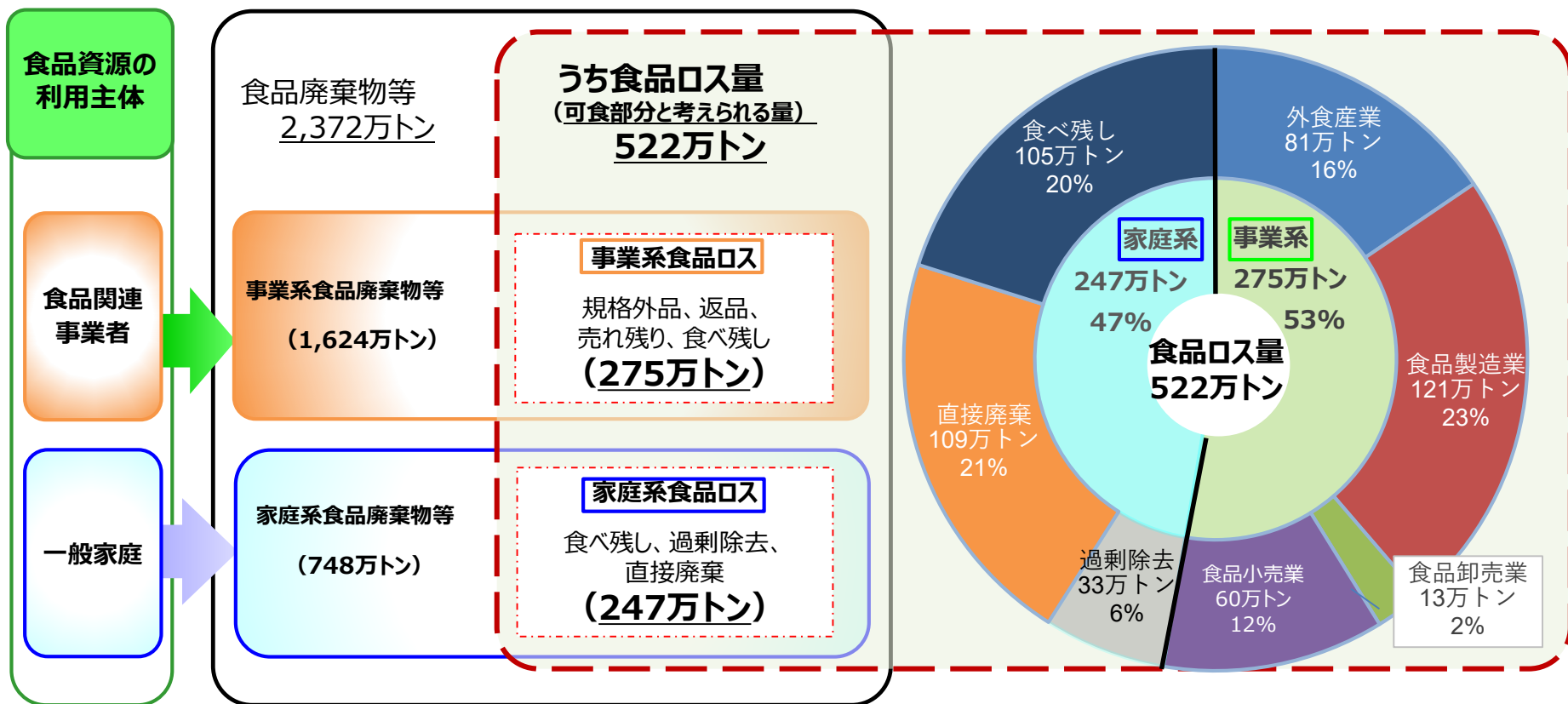


消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

# 食品ロスの発生要因

## 食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「令和2年度推計」

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は3億8,596万トン（令和元年度）、一般廃棄物の総排出量は4,167万トン（令和2年度）  
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

# 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日公布（令和元年法律第19号）  
令和元年10月1日施行

## <食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

## 前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➔ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

## 食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

## 責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

## 食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

## 食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設置

## 基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針※を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

※令和2年3月31日 閣議決定

## 基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等  
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

## 食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置

（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

# 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

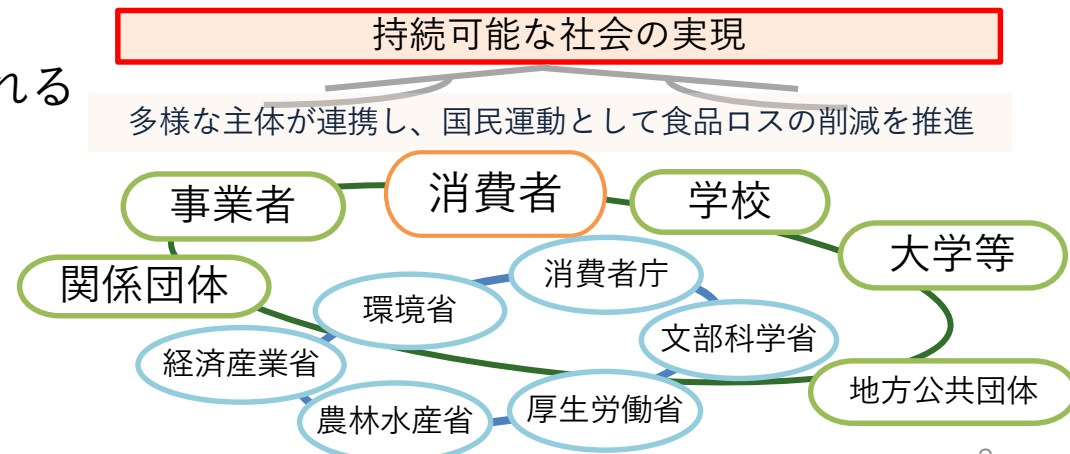
(令和2年3月31日閣議決定)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして策定

## 食品ロス削減推進の基本的な方向

国民各層が食品ロスの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要。

- 食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- 食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- 生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各段階において、食品ロスが発生していることや、
- 消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- 可能なものから具体的な行動に移す



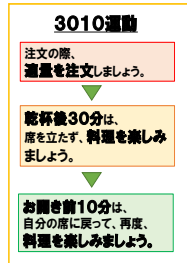
# 食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動

各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、『我が事』として捉え、行動に移すことを促進。

## 《消費者》

日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。

- 例)
- ・ 買物の前に家にある食材をチェック。
  - ・ 定期的な冷蔵庫内の在庫管理。
  - ・ 食卓に上げる料理は食べきれぬ量に。
  - ・ 外食時は食べきれぬ量を注文、宴会時の3010運動等の実践、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。



## 《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

- 例)
- ・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
  - ・ 賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（3分の1ルール）の緩和。
  - ・ 季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
  - ・ 値引き・ポイント付与等による売り切り。
  - ・ 外食での小盛りメニュー等の導入。
  - ・ 持ち帰りへの対応。



〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕



〔小盛りメニュー等の導入〕

## 《国・地方公共団体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援等を実施。

- 例)
- ・ 食品ロス削減の施策の推進。
  - ・ 災害時用備蓄食品の有効活用。
  - ・ 主催イベントでの食品ロスの削減。

都道府県及び市町村は、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定（努力義務）。  
国は、計画策定を促進。



〔期限切れの災害用備蓄食品の提供〕



〔食品ロス削減全国大会〕

## 削減目標等

- 家庭系食品ロス、事業系食品ロスともに、  
2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減：980万トン→489万トン
- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合：80%

# 食品ロス削減推進計画の策定状況について

## 食品ロス削減推進計画の意義

### 食品ロス削減推進法 第12条、第13条

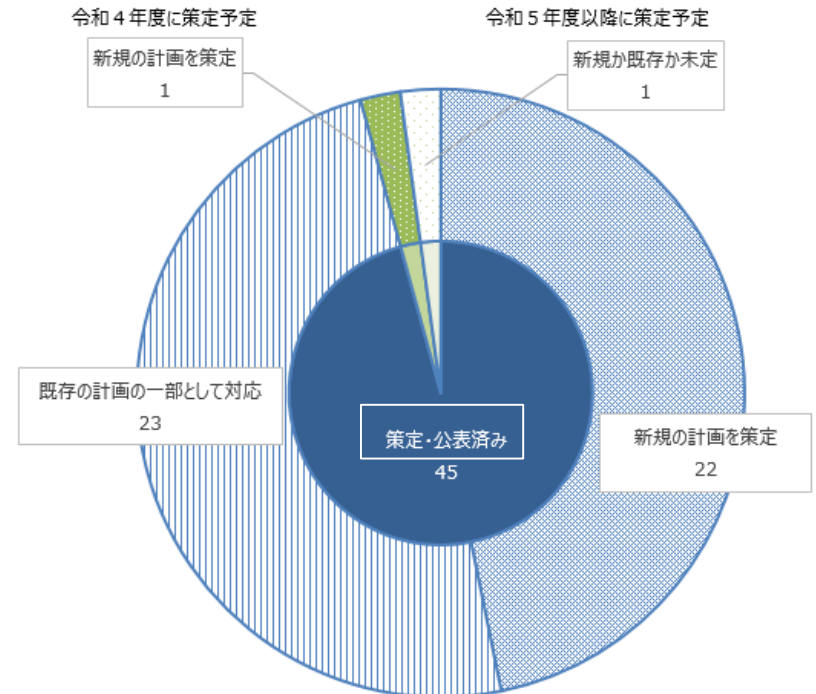
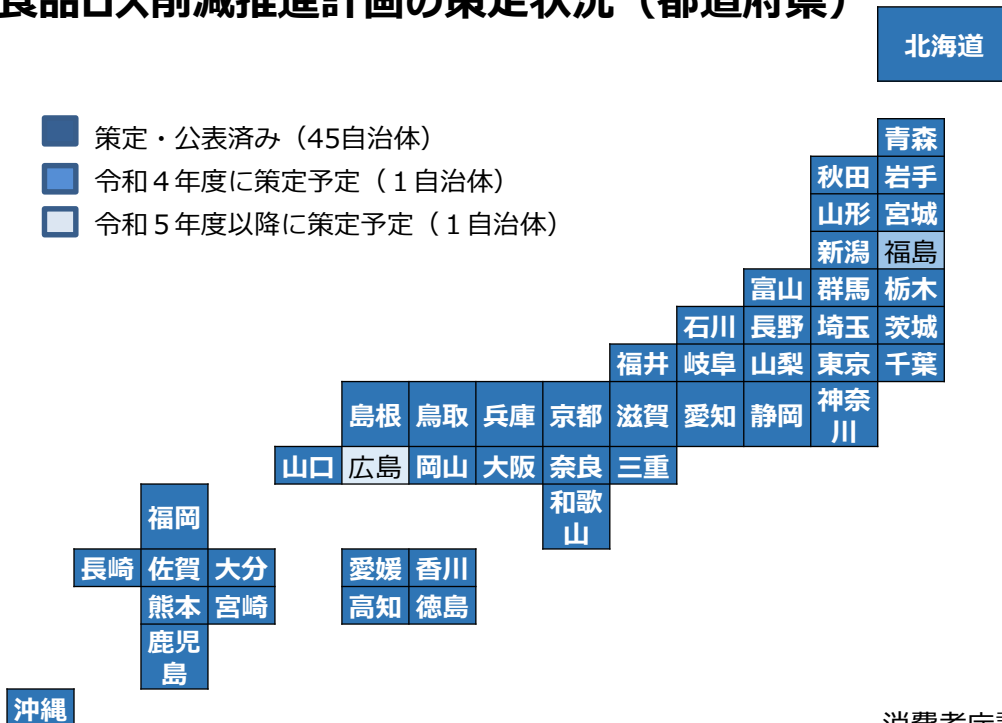
都道府県及び市町村※は、食品ロス削減推進法の基本方針を基に、食品ロス削減推進計画を策定（努力義務）

※市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定することが望まれる。

- 我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、**より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。**
- 食品ロス削減推進計画は、**地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するもの。**

## 食品ロス削減推進計画の策定状況（都道府県）

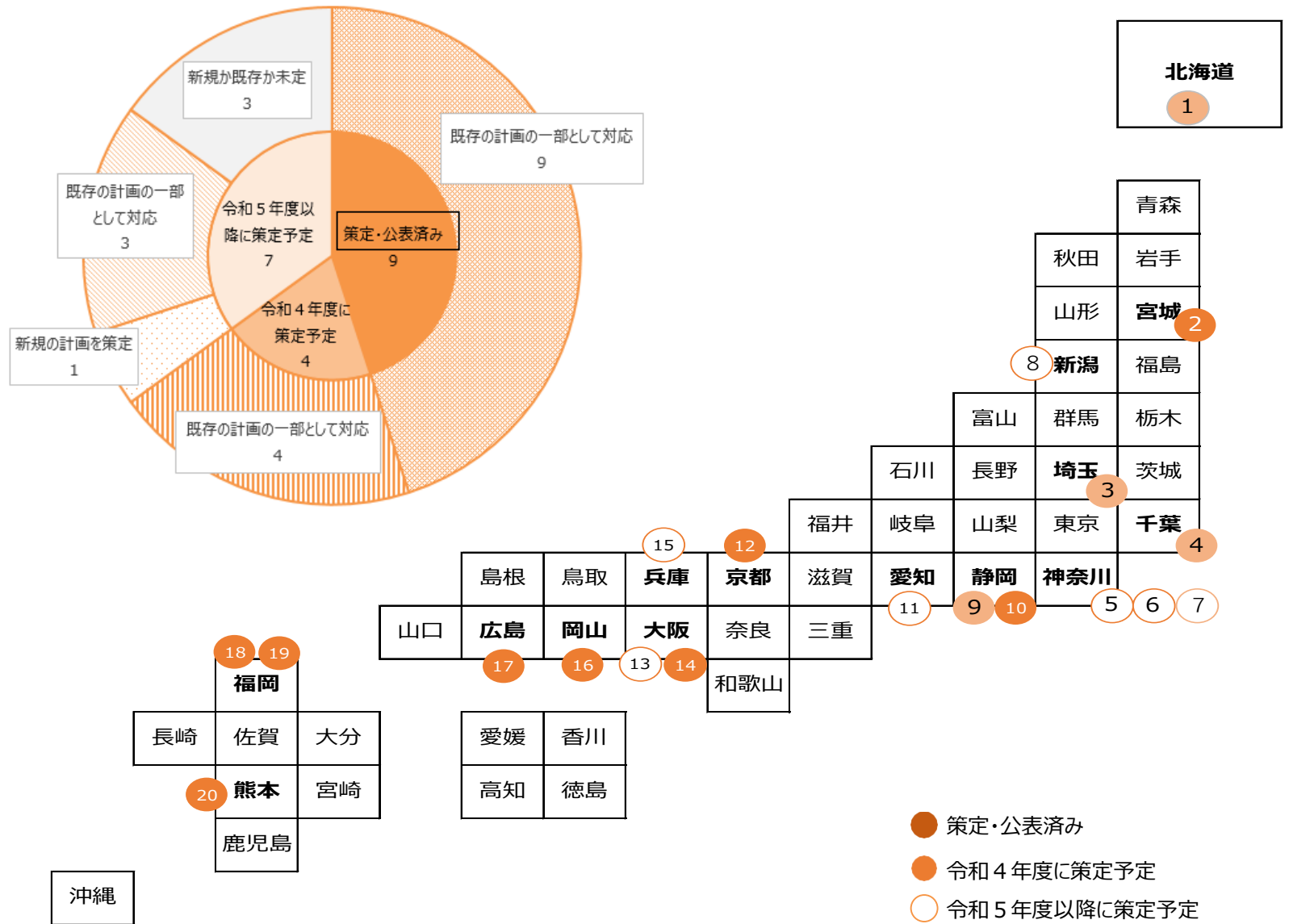
- 策定・公表済み（45自治体）
- 令和4年度に策定予定（1自治体）
- 令和5年度以降に策定予定（1自治体）





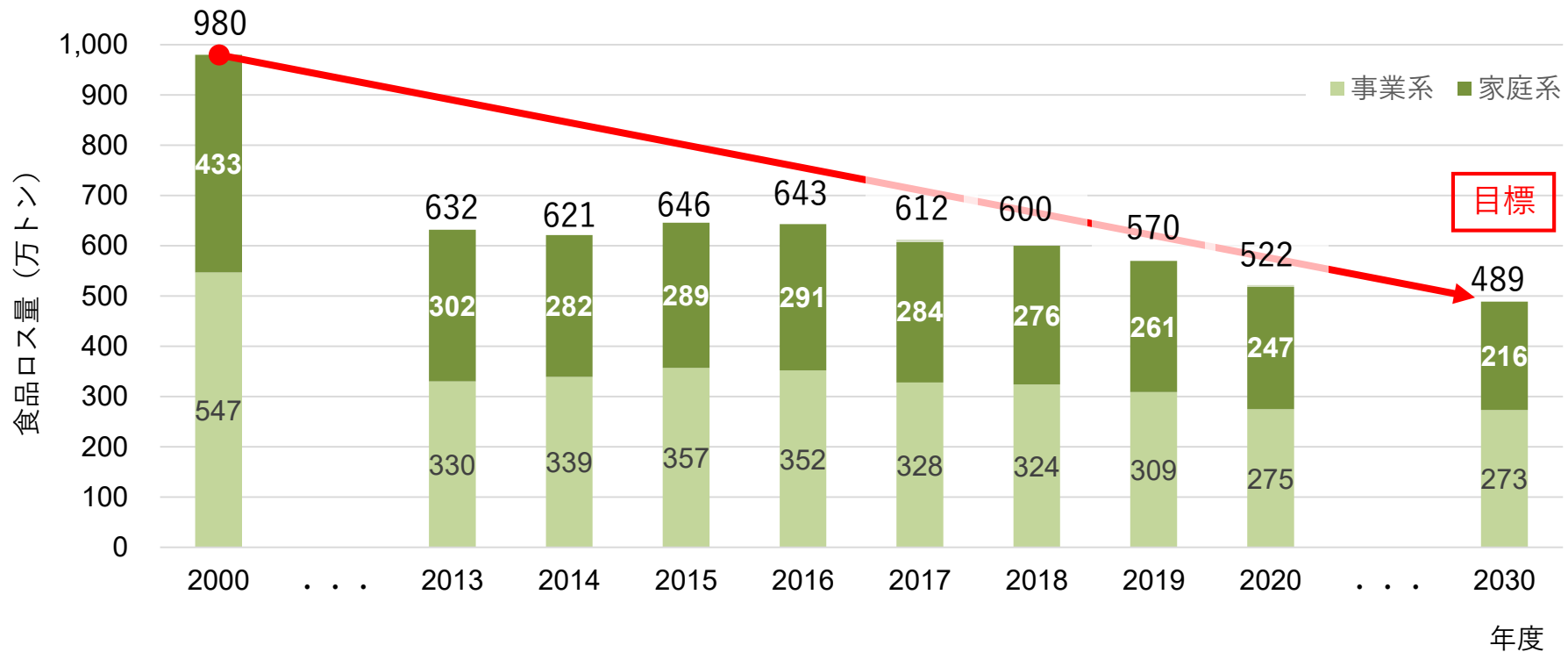
# 食品ロス削減推進計画の策定状況（指定都市）

指定都市	
①	札幌市
②	仙台市
③	さいたま市
④	千葉市
⑤	横浜市
⑥	川崎市
⑦	相模原市
⑧	新潟市
⑨	静岡市
⑩	浜松市
⑪	名古屋市
⑫	京都市
⑬	大阪市
⑭	堺市
⑮	神戸市
⑯	岡山市
⑰	広島市
⑱	福岡市
⑲	北九州市
⑳	熊本市



# 食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020 (/2000)	2030 (/2000)
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247 (▲57%)	216 (▲50%)
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275 (▲50%)	273 (▲50%)
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522 (▲53%)	489 (▲50%)

(農林水産省及び環境省 推計)

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

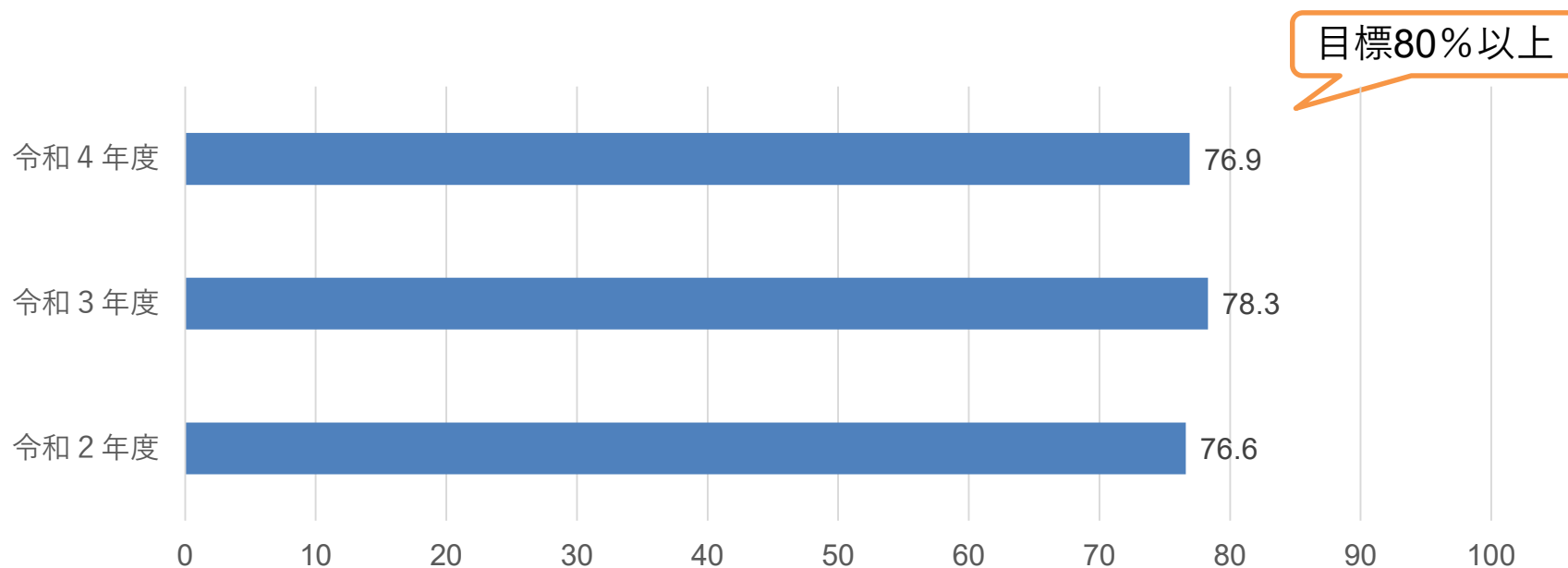
( )内の数字は、2000年度と比較した減少率



# 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合

消費者庁において、毎年度「消費者の意識に関する調査」を実施。

食品ロス問題を知り、食品ロスを減らすための何らかの行動をしている人の割合は、令和4年度では76.9%。ほぼ横ばい。



# ●食品ロス削減推進サポーターの育成に向けた概要

## 我が国の食品ロスの現状

- ・食品ロス量（令和元年度） 522万トン  
≒国連世界食糧計画（WFP）により食料援助量（約420万トン）の1.2倍
- ・国民一人あたり年間41Kg

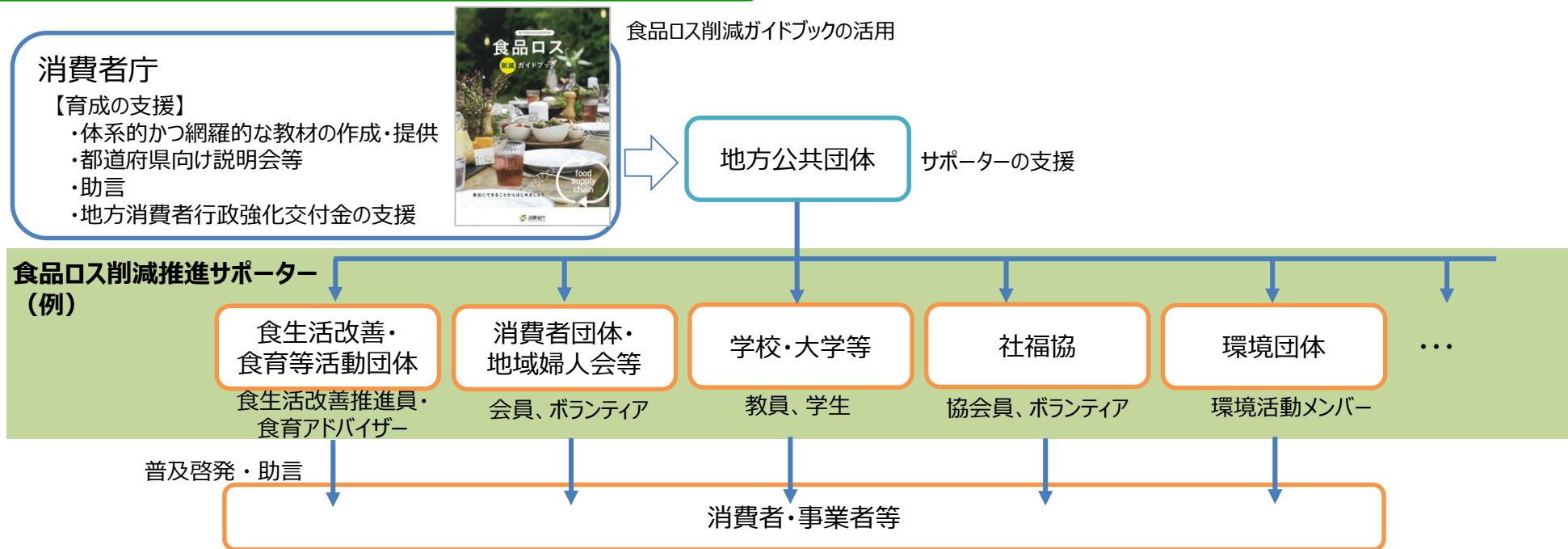
## 我が国の食品ロス削減の目標

2030年度の目標として、2000年度比に対して半減  
（980万トン → **489万トン**）

## 食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- ・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進。 ⇒消費者庁は「食品ロス削減ガイドブック」を作成

## 食品ロス削減推進サポーター育成の体制イメージ



# 食品ロス削減推進サポーター育成

自治体や団体と連携し、地域に根差した食品ロスに関する周知啓発、削減の取組を進める食品ロス削減推進サポーターを育成するため、令和4年7月に、消費者庁開催「第1回食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座」を実施。

民間団体・個人等のほか、自治体職員も登録

オンライン受講者

《消費者庁作成「食品ロス削減ガイドブック」を使用したオンライン講座の様子》

**02 持続可能な開発目標 (SDGs) と食品ロスの削減**

**政府の動き**  
**食品ロス量の推移と削減目標**

政府では、日本の食品ロス量を、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量のいずれも、2000年度と比べて、2030年度に半減することを目標として、様々な取組を進めています。しかし、2012年度から2018年度の食品ロス量は、ほぼ横ばいの状況です。この半減目標を達成するためには、一人一人が、他人様ではなく自分自身として意識をもって、身近にできることから着実に取り組んでいくことが大切です。

年度	家庭系	事業系	合計	目標
2000	547	433	980	
2001	302	282	584	
2002	282	289	571	
2003	291	284	575	
2004	276	216	492	
2005	216	216	432	
2006	216	216	432	
2007	216	216	432	
2008	216	216	432	
2009	216	216	432	
2010	216	216	432	
2011	216	216	432	
2012	216	216	432	
2013	216	216	432	
2014	216	216	432	
2015	216	216	432	
2016	216	216	432	
2017	216	216	432	
2018	216	216	432	
2019	216	216	432	
2020	216	216	432	
2021	216	216	432	
2022	216	216	432	
2030	108	108	216	半減

**持続可能な開発目標 (SDGs) と食品ロスの削減**

2015年(平成27年)9月に、国連が「持続可能な開発目標」で採択された2016年から2030年までの国際目標です。

目標を達成し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール(目標)が設定されています。

▶食品ロス削減の意義

目標12 持続可能な消費と生産を促進する。  
 目標13 気候変動に具体的な対策を。  
 目標15 陸域生態系保護と持続可能な開発のための利用

**食品ロス削減ガイドブック**

食料にできることから始めましょう

消費者庁

事務局2



サポーター登録申請者 約700人※

※令和4年10月17日時点。申請は随時受付中  
 ※オンライン講座・試験を踏まえてサポーターとして活動希望する者

申請後、消費者庁が認定した者へ認定証、認定バッジの送付



サポーターとしての活躍の場 (例)

- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
- 自団体内で開催する学習会
- 地域イベントでの啓発 (イベント、ファーマーズマーケット、展示会等)
- 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
- 地元の一般事業者への社員教育
- 地元の食品事業者等への食品ロス削減の助言等

▼第2回オンライン講座を、令和4年度第4四半期に検討中

# ●消費者庁によるサポーター向け支援

食品ロス削減特設サイト、SNS、メルマガによる情報提供、また啓発資材の提供。  
年1回、サポーターからの活動報告をもとに状況を把握し、報告内容について情報共有。

《消費者庁食品ロス削減特設サイト  
食品ロス削減推進サポーター向けページ》

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/>



食品ロス削減推進サポーター向けページ

ホーム / 食品ロス削減推進サポーター

本ページは、食品ロス削減推進サポーター（講座受講者を含む）への情報提供を目的としたページです。  
（非公表資料については、メール添付でご案内いたします。）

## サポーター制度について

○（参考）地方公共団体向け食品ロス削減推進サポーター制度の運用について【令和4年4月更新版】（PDF版）

## サポーター育成講座 案内

第1回食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座のプログラム等は、以下事務連絡をご確認ください。

○事務連絡「食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座の開催について（案内・依頼）（地方公共団体向け）」（PDF版）

○案内文「食品ロス削減推進サポーター育成講座の開催について（団体向け）」（PDF版）

## サポーター講座 受講者向け資料

○食品ロス削減ガイドブック（PDF版）（デジタルブック版）

○サポーター講座後の試験（問題+小論文）（PDF版）（Word版）

## （採点及び合否について）

設問は「食品ロス削減ガイドブック（以下、ガイドブックという）」の内容から出題します。小論文については、「サポーターになった際の目標」を記載していただきます。

試験の解答は、団体の代表者もしくはご本人でガイドブック等を参照しながら、採点していただきます。解答が誤っていても、ガイドブックを再度確認し、復習していただくことで、再試験等は必要ございません。小論文も、サポーターとしての目標を明確に記載した

《消費者庁 食品ロス削減啓発チラシ・冊子》



← 消費者庁食品ロス削減【公式】  
466 件のツイート



消費者庁食品ロス削減【公式】

@caa\_nofoodloss

消費者庁食品ロス削減担当です。食べもののムダをなくすための情報を発信していきます。

[no-foodloss.caa.go.jp/index.html](https://no-foodloss.caa.go.jp/index.html)

📍 東京都千代田区霞が関 [caa.go.jp/policies/polic...](https://caa.go.jp/policies/polic...)

📅 2020年7月からTwitterを利用し、しています

《消費者庁食品ロス削減Twitter》

[https://twitter.com/caa\\_nofoodloss](https://twitter.com/caa_nofoodloss)



# 自治体における食品ロス削減推進サポーターの支援・連携例

- **サポーターが活躍できる「場」の提供**（講座の開催やイベントでの起用）  
※サポーター育成においても同様
- 可能な範囲で、**講座の開催場所や通信手段などの支援**
- **開催の案内・周知**
- サポーターの育成や**活動に必要な資材の提供**  
（消費者庁作成の「食品ロス削減ガイドブック」や参考資料、地方公共団体作成の啓発資材等）
- **サポーターへの助言**
- 食品ロス削減に向けた**実態把握、地域の特性の把握、地元事業者などと連携して収集した情報等のサポーターへの提供**  
→これから推進計画を策定する場合には、計画に盛り込む内容の参考にもなる
- サポーターの登録状況を把握し、**講座を希望する者への講師派遣の紹介・斡旋等**
- **サポーターの仲間を増やすための周知・案内**

## 概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援
- 消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブル等に関する研修の参加に必要な経費を支援
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援

## 地方消費者行政強化事業(補助率: 1/2)

### 1 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化\*

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。

#### 事業メニュー

- (1) 情報化対応の推進(メール、SNS等を活用した消費生活相談のデジタル対応、デジタル補助員の設置に係る経費など)
  - ・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化、広域連携の立上げなど)
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3) 消費者教育・啓発への取組
- (4) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、**食品ロス削減**等)
- (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

○普及・啓発  
○サポーター育成  
○食品ロス削減推進計画の策定  
○フードバンク・フードドライブ  
など

### 2 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

#### 研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発(新型コロナウイルス感染症に関する消費者問題を含む)
- (4) 消費者政策に関連する法改正等への対応

＜補助対象＞  
消費者行政に関わる  
・消費生活相談員  
・行政職員  
・教員

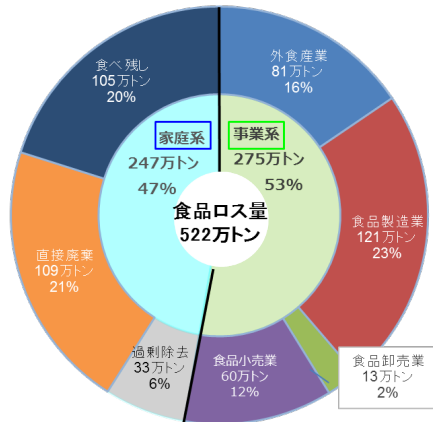
## 地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援



# 食品ロス削減自主宣言について

## 食品ロスの現状



我が国の食品ロスは年間522万トン（令和2年度推計値）発生しており、家庭系・事業系ともに約半数を占めている。

## 食品ロス削減自主宣言の目的

食品ロス発生量のうち、家庭系・事業系ともに約半数を占めている中、事業者と消費者が協働して食品ロス削減に取り組む必要がある。企業・団体・学校等（以下「企業等」）による食品ロス削減の取り組みを可視化し、企業等による努力を消費者が知ることができる仕組みを構築することを目的とする。

## 宣言について

### 【対象者】

食品ロス削減に取り組む企業・団体・学校等  
※食品関係企業に限らず、幅広く対象

### 【申請方法】

- 宣言の作成（別紙）
  - 宣言に記載した取組内容を自社HPに掲載
  - 消費者庁HPの申請フォームから申請
- ※掲載できない場合は取組内容をまとめた資料を作成（任意様式）

→申請後、消費者庁において手続きの上、消費者庁HPに宣言を掲載。将来的には、宣言企業・団体と連携したSNS等での集中的な情報発信の実施を検討（食品ロス削減推進キャンペーン）

### 【宣言に必要な情報】

- 食品ロス削減の具体的な取組（例）
  - ◆商慣習の見直し（1/3ルール等）
  - ◆賞味期限が近い食品の消費者とのマッチング
  - ◆フードバンク団体への食品寄附（輸送サポート含め）
  - ◆需給予測による食品ロス削減 など
- 現状の食品ロス量と削減目標（任意）  
※食品ロス量や削減目標を公開している企業は優先的に発信

問合せ：消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室  
番号：03-3507-9261  
メール：no-foodloss@caa.go.jp

# 申請方法について（詳細）

## 宣言フォーマット（例）



株式会社〇〇

私たちは食品ロスを削減するために以下の取組を行います。

1. 1/3ルール等の商慣習を見直します。
2. フードバンク団体等へ積極的に食品を寄附します。
3. 2030年度までに自社から発生する食品ロスを〇トンまで削減します（2022年時点〇トン）

株式会社〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇

宣言に記載した取組内容をまとめたページを自社HPに掲載

※申請時点であたかも宣言が承認されたかのような表現はしないようご注意ください。当庁HP掲載後は宣言企業であることを積極的に公表していただくと幸いです。

消費者庁HPにある申請フォームから申し込み。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/efforts/sengen/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/sengen/)

